

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.250

令和5年5月10日

「サプリメントを購入し、人に紹介すれば紹介料が入る」と勧められ、消費者金融で借り入れ支払ったのですが、解約したい...

## 相談内容

【相談者 20代 女性】

5日前に友人に誘われてカラオケ店に行き、そこで紹介された男性から別の店に誘われてサプリメントのネットワークビジネス(マルチ商法)の勧誘を受けました。「まず、あなたがサプリメントを購入し、この商品を人に紹介すれば、紹介料が入る」としつこく勧められ、帰りたい一心で契約してしまいました。お金がないと言ったのですが、消費者金融のATMに連れていかれ30万円借り入れて支払いました。よく考えると、ビジネスの仕組みがよくわからず、人に紹介できそうにないので解約したいのですが...

## 対処方法

「お金がない」と言って契約を断っている消費者に対して、借金をさせてまで強引に契約を結ばせようとする手口に関する相談が、若者から寄せられています。

- ・相談者には、書面又は電磁的記録(e-mail等)でクーリング・オフ<sup>( )</sup>通知を送付するよう助言し、併せて消費者金融から借り入れをすることの問題点等を伝えました。  
( )マルチ商法の場合、契約書面を受け取った日から20日以内であれば無条件で契約解除ができます。
- ・ビジネスの仕組みや実態が理解できない儲け話には、関わらないください。
- ・「儲かるから借金はすぐに返せる」と言われても、借金を返せる保証はないので、借金をしてまで支払うことはやめましょう。
- ・友人や知人の勧誘で断りにくくても、望まない契約なら「お金がない」ではなく、「いりません」「やめます」ときっぱり断りましょう。
- ・成年年齢引下げにより、18歳、19歳の若者がトラブルに巻き込まれるおそれがあるので、注意しましょう！

不審に思ったり、万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

「お金がない」ではなく、「いりません」ときっぱり断りましょう！



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

高山本所 (県東部にお住まいの方) TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 (県西部にお住まいの方) TEL: 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」(お近くの相談窓口につながります。)